

基総発第0922001号  
平成17年9月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長  
(契印省略)

政令監督官制度の運用に当たって留意すべき事項について

政令監督官制度の運用については、平成17年9月22日付け基発第0922009号（以下「局長通達」という。）をもって5年間の延長について指示されたところであるが、今後の政令監督官制度の運用に当たっては、下記に示す事項に留意の上、その適切な運用に努められたい。

記

- 1 局長通達により、政令監督官制度は平成18年度以降においても実施されることとされ、その5年後に再度見直すこととされているが、それまでの間においても、この制度の運用上必要があれば適宜見直しをすることとしていること。
- 2 政令監督官制度の運用は、昭和61年11月1日付け基庶発第29号「署長等及び第一課長等の要員不足対策について」（以下「庶務課長内かん」という。）に掲げる対策を講じても、なお、不足が解消し得ない場合の緊急・避難的措置であること。  
よって、不足局においては、局内事情を勘案の上、前記庶務課長内かんに示す対策である「対象勸奨年齢の弾力化」及び「署長等登用年齢の弾力化」に配慮すること。
- 3 政令監督官に係る特別研修の実施時期については、中央における署長研修の対象が変更されたことに伴い、所要の整備を行ったこと。